

議員提出議案第 1 号

二宮町子どもも大人も輝く心身きらり健康づくり条例
の制定について

上記の議案を、別紙のとおり二宮町議会会議規則第 13 条第 2 項の規定に
基づき提出する。

平成 3 0 年 2 月 2 7 日

二宮町議会議長 二 見 泰 弘 殿

提出者	二宮町議会議員	前 田 憲 一 郎
賛成者	同	一 石 洋 子
同	同	小 笠 原 陶 子
同	同	露 木 佳 代
同	同	渡 辺 訓 任
同	同	根 岸 ゆ き 子
同	同	添 田 孝 司

二宮町子どもも大人も輝く心身きらり健康づくり条例

二宮町は、温暖な気候、吾妻山からの眺望と散策路、里山風景にみる四季のうつろい、潮騒など、人々の五感を喚起する自然環境に恵まれ、長きにわたり長寿の里として親しまれてきた。しかし時代とともに、核家族化や情報機器の飛躍的普及といったライフスタイル、食・運動・睡眠などの生活習慣、子どもの遊びなどを取りまく環境が変わってきた。成人においては、平均寿命の延伸に伴い、糖尿病などの生活習慣病やがん、認知症など、医療・介護を必要とする人が増え、子どもにおいては、体力低下や生活習慣病の低年齢化が進み、あらゆる世代において、心の健康を損なう傾向もみられる。また、乳幼児・障がい者・高齢者の支援者が疲弊する場面が生じている。健康は個人や家族で管理すべきものと捉えられていたが、社会的な課題としても取り組まれるようになり、二宮町では健康づくりを推進するため、基本的な各計画に基づいて諸施策を進めてきた。

誰もが持続可能な地域社会を形成する一人として、生涯にわたって心も身体もきらりと輝いて生きることを目指し、健康づくりは更に継続的、計画的、総合的に行われ、かつ創造的でなければならない。私たちは、わが町において、「心身きらり」の実現ができると確信し条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、心身きらりを目指し、基本理念を定め、町民及び町の取組並びに地域活動団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、健康づくりの推進について基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 心身きらり 心と身体がともに健康である状態をいう。
- (2) 健康づくり 心と身体の健康の維持及び増進を図るための取組をいう。
- (3) 町民 町内に居住する者、通勤通学する者、町内で事業を行う者をいう。
- (4) 運動 体力の維持及び向上を目的として計画的又は意図的に実施するものをいう。
- (5) 地域活動団体 町内において、健康、福祉等に携わる団体をいう。
- (6) 事業者 町内において、事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 心身きらりの実現は、幸福を追求する礎のひとつであり、生涯にわたり人とつながり、安心して心豊かな生活を営むことである。誰もが、あらゆる機会と

あらゆる場面において、主体的に健康づくりに取り組める地域社会の実現をめざす。

(町民の取組)

第4条 町民は、健康づくりに対する関心及び理解を深め、自らの健康状態を把握し、状況に応じた対策及び生活習慣の向上を図るよう努めるものとする。

2 町民は、健康づくりの推進に関する活動に参加するよう努めるものとする。

(町の取組)

第5条 町は、この条例の趣旨を踏まえつつ、健康づくりに関する施策を策定し、計画的かつ効果的に実施し、町民の健康づくりを推進するものとする。

2 町は、健康づくりに関する町民、地域活動団体及び事業者の意識の向上を図るよう努めるものとする。

3 町は、健康づくりを推進するため、町民、地域活動団体及び事業者の意見を反映させ環境の整備を図るものとする。

4 町は、町民、地域活動団体及び事業者と協働して健康づくりを推進するため、情報提供、意見交換及び学習の機会を設けるものとする。

5 町は、町民の健康状態等に関する調査及び分析を行うとともに、施策を評価し公表するものとする。

6 町は、健康づくりの推進に関する施策の実施に関し、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

7 町は、健康づくりを推進するために、国、県及び他の市町村等と連携を図るよう努めるものとする。

(地域活動団体の取組)

第6条 地域活動団体は、町民、町、他の地域活動団体及び事業者との緊密な連携を図り、健康づくりに関する活動を行い、互いに協力するよう努めるものとする。

(事業者の取組)

第7条 事業者は、その事業に従事する者の健康に配慮した職場環境の整備に努めるとともに、健康づくりに関する活動を行い、施策に協力するよう努めるものとする。

(心身きらり推進期間)

第8条 町は、町民の関心と理解を深めるため、心身きらり推進期間を設けるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。